



▶ 問合せ 役場福祉課

令和3年度から3年間の 65歳以上の介護保険料

介護保険制度を健全に運営するため事業計画を見直し、
令和3年4月から65歳以上の人の保険料が決まりました。

介護保険制度とは

介護保険制度は、みなさんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要となっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくためのもので、その費用を公費(税金)と40歳以上の被保険者の保険料でまかなっています。

保険料については、40歳から64歳までの人は加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めていただき、65歳以上の人(第1号被保険者)は「介護保険料」として、直接武豊町に納めていただいています。

65歳以上の介護保険料の改定について

介護保険制度に基づいて、65歳以上の人負担する介護保険料の基準となる額(基準額)は3年に一度見直されますが、令和3年度は、この改定の年に当たっています。

保険料の基準額については、3年間に町内で必要になると推計された介護サービス費等のうち、国で定められた負担割合に基づいて設定されます。

基準額の計算方法

基準額(年額)
＝町で必要なサービスにかかる費用×65歳以上の負担割合÷町の65歳以上の人数
※令和3年度から3年間の基準額(年額)は、59,520円です

今回の改定では、保険料で負担していただく基準額に変更はありませんでした。

保険料上昇を抑制するための主な施策

- ・第7期まで町で積み立てた介護給付費準備基金の取崩し
- ・介護予防事業等による認定率の増加抑制(憩いのサロンの効果など)
- ・一定以上所得者に係る利用者負担の見直し

基準額の上昇を抑えることができたのは、みなさんが日ごろから介護予防や健康保持に努めていただいたことによるものです。

介護保険制度は介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。



所得段階に応じて保険料が決まります

介護保険料は、市区町村ごとに決められた基準額をもとに、みなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	基準額に対する割合	年間保険料額	対象者
第1段階★	0.30 (0.50)	17,850円 (29,760円)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階★	0.50 (0.70)	29,760円 (41,660円)	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人
第3段階★	0.70 (0.75)	41,660円 (44,640円)	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.87	51,780円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階(基準額)	1.00	59,520円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	71,420円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	77,370円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	89,280円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	101,180円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上450万円未満の人
第10段階	1.84	109,510円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上700万円未満の人
第11段階	2.15	127,960円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人
第12段階	2.30	136,890円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

所得段階が第1～3段階の方は公費の投入による保険料の軽減強化が行われています(表の★。()内は軽減前の数値)。

介護保険料については、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)を指標として用います。ただし、給与所得及び公的年金収入に係る所得がある人は、原則最大10万円を控除した金額となります。

【介護保険料の所得指標について】

- ・第1～5段階の介護保険料の判定に用いる所得指標
「課税年金収入額」＋(「合計所得金額」－「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」－「公的年金収入に係る所得」－「最大10万円※」) ※給与所得がある場合
- ・第6～12段階の介護保険料の判定に用いる所得指標
「合計所得金額」－「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」－「最大10万円※」
※給与所得または公的年金収入に係る所得がある場合のみ最大10万円控除

所得段階第1・2段階の人へ

以下の全てに該当する人は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、役場福祉課へ申請してください（ただし⑥・⑦はいずれかに該当で可）。

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②世帯全員の合計所得金額が0円
- ③住民税課税者に扶養されていない
- ④住民税課税者と生計を共にしていない
- ⑤自己資産を活用してもなお生活が困難である
- ⑥第1段階の人で世帯の年間収入金額が60万円以下
- ⑦第2段階の人で世帯の年間収入金額が120万円以下

※生活保護受給者は対象になりません



納付が難しいときは、お早めに福祉課までご相談ください

災害など特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合があります。
★介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

●介護サービスを利用するには？

基本チェックリストの実施、または介護認定申請をする必要がありますので、役場福祉課にご相談ください。

※やむを得ない事情等で来庁できない人は、電話でも申請できますのでご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす世帯は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が減免となります

▶ 問合せ 役場福祉課・保険医療課

【減免の対象となる世帯】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **一部を減額**

【保険税(料)が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (3) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料を除く）

※ 申請には収入を証明する書類などの提出が必要となります

保険料はどうやって納める？

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって、『特別徴収』と『普通徴収』の2種類に分けられます。

■特別徴収

年金が年額18万円以上の人は、年金が支払われる際にあらかじめ保険料が引かれており（天引き）、このことを特別徴収と呼んでいます。天引きされる年金の種類は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金で、老齢福祉年金などは、年金からの天引きの対象となりません。

年金から
天引きされる月

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



前年度から継続して年金から天引きされている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

※前半（4・6・8月）と後半（10・12・2月）の保険料額の変動を抑えるため、8月（第3期）から保険料額を調整します

◎年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・収入申告のやり直し等で、保険料の所得段階が変更になったとき等

■普通徴収

年金が年額18万円未満の人は、武豊町から送付される納付書または口座振替で保険料を納めていただきます。これを普通徴収と呼んでいます。期日までに金融機関・コンビニエンスストア等を通じて保険料を納めていただくことになります。

7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

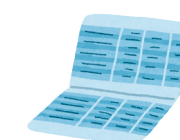
◎保険料納付は口座振替が便利です

口座振替の依頼は、役場、富貴支所または町指定の金融機関で手続きをしてください。



《口座振替の手続きに必要なもの》

- ①預（貯）金通帳
- ②印鑑（通帳届出印）
- ③口座振替申込書（役場でお渡しできます）



申込書